

初心者が知っておきたい | 個人事業主の必要経費8選

イントロダクション

みなさんこんにちは。確定申告チャンネルのカクシンです。

今回は「初心者が知っておきたい個人事業主の必要経費8選」をテーマに、経費の基礎から範囲や仕訳の基本まで解説します。

みなさんはこういったお悩みを抱えていませんか？

- ・経費にできる範囲が分からず、毎月3回以上ネット検索している
- ・経費の上限が不安で、10万円以上の支出を迷っている
- ・勘定科目や仕訳が分からず1時間以上、手が止まってしまう

でも、ご安心ください。

- ・経費の基礎知識
- ・経費にできる範囲と上限
- ・勘定科目と仕訳の基本

について、初心者にも分かりやすく解説していきます。

正しく理解して、確定申告で損をしないように、ぜひチャンネル登録をして一緒に学んでいきましょう。

「経費で落とす」とは何か

経費とは、事業の収入である売上を得るために必要な支出のことです。事業と関連のある支出だけが経費になります。

よく「これ経費で落とせますか？」と聞かれますが、「経費で落とす」とは、支払ったお金を必要経費として計上し利益を減らすことです。

「経費＝お金が戻ってくる」ではなく、「利益を計算するときに差し引ける」という意味です。

経費計上で節税できる仕組み

では、なぜ経費を計上すると節税になるのでしょうか。

経費は、税金を計算する前の利益を正しく算出するためのものだからです。

確定申告書では、まず、収入である売上から必要経費を差し引いた「所得」を計算します。

税率は所得の金額によって、5%から45%まで段階的に上がっていきます。

計算式は、次のとおりです。

- ・所得金額の計算式：売上 － 必要経費
- ・税金の計算式：所得金額 × 税率

経費計上による節税とは、法律で認められた範囲内で、正しく所得を計算し税負担を軽くする仕組みです。

個人事業主の経費上限

次に、多くの方が気になる「経費の上限はあるの？」についてお話しします。

基本的に、個人事業主の経費に「金額の上限」はありません。

ただし、事業規模と比較して極端に高額な支出がある場合、税務調査で確認されることがあります。

たとえば、年間売上が100万円しかないのに、800万円の車を購入して経費にした場合は「事業との関連性」が厳しく見られます。

一方で、売上が1,000万円あり、営業用に車を購入したのであれば「合理性は高い」と判断されやすくなります。

金額の大小よりも、事業とのバランス・業務との関連性が重要です。

個人事業主の経費に一律の上限はありませんが、税法に基づいたルールや合理性が求められます。

この考え方を理解しておく、後の具体的な経費の種類や仕訳の話もスムーズに理解できます。

経費になるもの・ならないものの違い

たとえば、次のような違いがあります。

- ・仕事の打ち合わせのためのカフェ代 → 経費になる
- ・友人との私的な食事代 → 経費にならない
- ・業務用のパソコン購入費 → 経費になる
- ・家庭用のゲーム機 → 経費にならない

ポイントは何のための支出かです。

たとえば、フリーランスのデザイナーがデザインソフトを購入した場合、あきらかに経費になります。

一方で、同じ人が私的利用のために加入した動画配信サービスの月額料金は、基本的には経費になりません。

事業との関連性が判断基準になる理由

ではなぜ、ここまで「事業との関連性」が重視されるのでしょうか。

それは、税金が「事業で得た利益である所得」に対して課されるからです。

もし私的な支出まで経費として認めてしまうと、事業の実態よりも利益が少なくなり、税金のルールが保てません。

そのため、税務調査では「その支出は本当に事業に必要ですか？」と確認されます。

たとえば、営業職の個人事業主が取引先との会食代を支払った場合、日付・相手先・目的が明確であれば、接待交際費として認められる可能性が高いです。

しかし、誰と何の目的で会食したのかを説明できない場合は、経費として認められないことがあります。

重要なのは、説明できるかどうかです。

領収書を保管するだけでなく

- ・誰と
- ・何のために
- ・どんな事業活動としてお金を使ったのか

を説明できるようにしておきましょう。

家事按分とは何か

多くの個人事業主が悩むのが「事業と私生活が混ざっている支出」です。

たとえば、自宅兼事務所の家賃や光熱費、スマホ代などです。

このような場合に使われる考え方を「家事按分」といいます。

家事按分とは、事業で使っている割合だけを経費にする方法です。事業と私生活の両方に関係する支出は、合理的な基準で分ける必要があります。

家賃が月10万円で、自宅のうち30%を仕事スペースとして使っている場合の計算は、

$10\text{万円} \times 30\% = 3\text{万円}$
となり、

3万円を地代家賃として経費にできます。

スマートフォン代が月1万円で、通話や通信のうち50%を仕事で使っている場合の計算は、

$1\text{万円} \times 50\% = 5,000\text{円}$
となり、

5,000円を通信費として経費にできます。

ここで大切なのは、「合理的な基準」です。

- ・面積割合
- ・使用時間割合
- ・利用回数

など、客観的に説明できるようにしておきましょう。

たとえば、ワンルーム全体を100%事業用として申告するのは、生活実態と合わなければ認められない可能性があります。

個人事業主が経費にできる主な費用

ここからは、代表的な費用を具体例・仕訳とともに、初心者にもわかりやすく解説していきます。

1. 接待交際費・会議費

取引先との接待や打ち合わせのための飲食代などは、事業に関連する場合は必要経費になります。

たとえば、

- ・取引先との打ち合わせのカフェ代
- ・営業目的の会食費
- ・商談時のお茶代

などです。

これらは、接待交際費や会議費として処理します。

クライアントと新規契約の打ち合わせで、5,000円のランチ代を支払った場合の仕訳は、

借方:会議費 5,000円 ／ 貸方:現金 5,000円
となります。

ただし、友人との私的な食事代は経費になりません。

2.旅費交通費

事業のための移動費用は経費になります。

たとえば、

- ・電車代
- ・バス代
- ・タクシー代
- ・出張時の宿泊費

などです。

営業のために大阪へ出張し、新幹線代20,000円を支払った場合の仕訳は、

借方:旅費交通費 20,000円 ／ 貸方:普通預金 20,000円
となります。

一方で、プライベート旅行の交通費は経費にはなりません。

3.広告宣伝費

売上を増やすための広告費は経費になります。

具体例としては、

- ・SNS広告費
 - ・チラシ作成費
 - ・ホームページ制作費
 - ・名刺印刷代
- などです。

Instagram広告に月3万円支払った場合の仕訳は、

借方: 広告宣伝費 30,000円 / 貸方: 普通預金 30,000円
となります。

広告費は売上に直結する支出として、代表的な経費の一つです。

4.通信費・水道光熱費

事業で使う通信費や光熱費も経費になります。

具体例として、

- ・インターネット回線費用
 - ・スマホ料金
 - ・事務所の電気代
- などがあります。

ただし、「家事按分」の確認が必要です。

5.消耗品費・事務用品費

少額の物品代は経費になります。

一般的に**10万円未満**の物品は**消耗品費**として処理します。

たとえば、

- ・コピー用紙
 - ・ボールペン
 - ・**USBメモリ**
 - ・インクカートリッジ
- などです。

文房具を3,000円で購入した場合の仕訳は、

借方:消耗品費 3,000円 / 貸方:現金 3,000円
となります。

6.地代家賃

事務所や店舗の家賃は経費になります。

事業用オフィスの家賃は、当然ながら必要経費です。

事務所家賃を8万円支払った場合の仕訳は、

借方:地代家賃 80,000円 / 貸方:普通預金 80,000円
となります。

自宅兼事務所の場合は、面積割合などで家事按分しましょう。

7.租税公課

同じ税金でも種類によって扱いが異なるので注意が必要です。

経費になるものには、

- ・個人事業税
- ・固定資産税
- ・印紙税

などがあります。

一方で、経費にならないものは、

- ・所得税
- ・住民税

などです。

事業用の固定資産税2万円を支払った場合の仕訳は、

借方:租税公課 20,000円 ／ 貸方:普通預金 20,000円
となります。

所得税や住民税は経費にはなりません。

事業の経費ではなく、「利益である所得に対して課される税金」だからです。

8.減価償却費

10万円以上の備品・車などは、固定資産といわれ、一度に経費にできない場合があります。

一定額以上の固定資産は、耐用年数に応じて分割して経費にする減価償却が必要です。

たとえば、30万円の耐用年数4年のパソコンを購入した場合は、

$30\text{万円} \div 4\text{年} = 7\text{万}5\text{千円} / \text{年}$
と計算します。

仕訳は、

借方:減価償却費 75,000円 ／ 貸方:減価償却累計額 75,000円
となります。

なお、青色申告には30万円未満の少額減価償却資産の特例もあります。ただし、年間の上限があるので注意が必要です。

ここまで、個人事業主がよく使う主な経費と代表的な勘定科目を解説してきました。

経費にできる範囲を正しく理解し、正しい勘定科目で仕訳することが、税務リスクを避けながら節税するための基本です。

「事業に必要なかどうか」を常に考えながら、正しく経費計上していきましょう。

実は経費にできるもの・できないものの具体例

「どこまで経費にできるの？」の疑問に直結する重要なポイントです。

思い込みで処理してしまうと、後で税務リスクにつながる部分でもありますので、具体例を交えてわかりやすくお話しします。

仕事で使う道具やセミナー代

仕事に直接必要な道具やスキルアップのためのセミナー代は、原則として経費です。

次の支出は事業に必要であれば経費になります。

- ・デザイナーが使うペンタブレット購入代
 - ・カメラマンのレンズ購入代
 - ・コンサルタントが参加する業務に関連するセミナー料金
 - ・資格更新のための講習費
- などです。

フリーランスのWeb制作者が、スキル向上のために5万円の専門セミナーに参加した場合の仕訳は、

借方: 研修費 50,000円 / 貸方: 普通預金 50,000円
となります。

一方で、趣味目的のセミナーや業務と無関係な習い事は経費にはなりません。

将来の売上に結びつくかどうか判断の分かれ目です。

事業主の給料や私的支出

最後に、とても大切なポイントをお話しします。
個人事業主は、自分に給料を支払っても経費にはなりません。

法人の場合は役員給与として経費になります。
個人事業主の場合は「事業主貸」「事業主借」の扱いとなり、経費ではないため注意が必要です。

事業口座から生活費として20万円を引き出した場合の仕訳は、

借方:事業主貸 200,000円 / 貸方:普通預金 200,000円
となります。

- ・家族旅行の費用
- ・私服代
- ・プライベートの外出代
- ・趣味の買い物代

なども経費にはなりません。

特に誤解されやすいのがスーツ代です。
一般的なビジネススーツは私的利用もできるため、原則として経費にはなりません。

裁判例でも、通常のスーツは必要経費として認められなかったケースがあります。
私生活の延長線上にある支出は基本的に対象外です。

帳簿への記録方法

経費の範囲を理解しても、実際に帳簿へどのように記録するのかがわからなければ意味がありません。

このパートでは、初心者がつまずきやすい

- ・勘定科目の選び方
- ・仕訳の基本的な考え方
- ・会計ソフトの活用方法

の3つを順番に説明していきます。

勘定科目の選び方

勘定科目とは「支出の内容ごとに分類するためのラベル」です。

分類が必要なのは、青色申告でも白色申告でも、帳簿に取引内容を整理して記録することが求められているからです。

青色申告者は、複式簿記による記帳が求められ、損益計算書の作成も必要です。

何にいくら使ったのかを科目ごとに整理していなければ、正しい申告ができません。

たとえば、

- ・打ち合わせに行った電車代は「旅費交通費」
- ・チラシ作成費やWeb広告費は「広告宣伝費」
- ・インターネット料金は「通信費」

のように、内容に応じて科目を選びます。

「絶対にこの科目でなければいけない」という厳格なルールはありませんが、一度ルールを決めたら、毎年同じ基準で処理し続けましょう。

仕訳の基本的な考え方

仕訳とは「お金の動きを左右に分けて記録すること」です。

複式簿記により、取引を「借方」と「貸方」に分けて記録します。

たとえば、事業用の消耗品を1万円、現金で支払った場合の仕訳は、

借方: 消耗品費 10,000円 / 貸方: 現金 10,000円
となります。

左側の借方は「何に使ったか」、右側の貸方は「何で支払ったか」が基本です。

次に、現金ではなく銀行口座から振込みで支払った場合の仕訳は、

借方: 通信費 5,000円 / 貸方: 普通預金 5,000円
となります。

仕訳は難しく感じますが、「増えたものはどちらか」「減ったものはどちらか」と考えると整理しやすくなるでしょう。

この記録を積み重ねることで、最終的に損益計算書や貸借対照表が作成され、正しい所得が算出されるのです。

仕訳とは単なる作業ではなく、税額計算の土台そのものです。

会計ソフトを活用する方法

初心者ほど会計ソフトを使うべきです。

理由はシンプルです。

仕訳の自動化や勘定科目の提案機能により、ミスを大幅に減らせるからです。

現在はクラウド会計ソフトが普及し、銀行口座やクレジットカードと連携できます。

たとえば、クレジットカードで広告費を支払った場合、自動でデータを取り込み、「広告宣伝費ではありませんか？」と勘定科目の候補を提案してくれる機能もあります。

この機能により、簿記の知識がそれほどなくても処理が可能です。

さらに、青色申告特別控除**65万円**を受けるためには、条件があります。
電子帳簿保存や**e-Tax**での申告が必要です。

会計ソフトを利用すれば、これらの要件にも対応しやすくなります。

会計ソフトは単なる便利ツールではなく、正確な経費管理と節税を支えるとても頼れるパートナーです。

初心者こそ会計ソフトを活用することで、ミスを防ぎながら正確な経費計上ができます。

エンディング

今回は「初心者が知っておきたい個人事業主の必要経費8選」をテーマに、経費の基礎から範囲や仕訳の基本までわかりやすく解説しました。

以上の基本を押さえておけば経費処理への不安は大きく減ります。
さらに、正しい帳簿作成ができ、結果的に節税と事業の安定につながっていくでしょう。

このチャンネルでは、個人事業主が知っておきたい確定申告や経費の知識を、初心者にも言葉で発信しています。

今後も税金・経費・申告の基本を発信していきます。
この動画が役に立った方は、ぜひチャンネル登録をして一緒に学んでいきましょう。

最後までご視聴いただき、ありがとうございました。